

4 環 管 第 5 9 号
令和 4 年 2 月 2 8 日

一般社団法人京都府建設業協会 御中

京都府府民環境部環境管理課長

「建築物の解体・リフォーム工事 事業者向け改正法令説明会」の開催について

向春の候ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、京都府では、下記のとおり説明会を開催しますので、お知らせします。

広報チラシを添付しておりますので、関係者への周知・ホームページ掲載等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

「建築物の解体・リフォーム工事事業者向け改正法令説明会」概要

【日 時】令和 4 年 3 月 1 5 日(火) 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分

【講 師】鈴木 弘幸 氏（一般財団法人日本環境衛生センター）

担当官（京都労働局労働基準部 健康安全課）

篠崎 信一郎 氏（一般社団法人近畿冷凍空調工業会）

【参加方法】オンライン開催（定員：200 名）

【申込方法】以下 URL からお申し込み下さい。（申込期限：3 月 1 1 日まで）

https://zoom.us/webinar/register/WN_4Kh_k1xsThKxhL3XRUQ_DA

（参考）京都府ホームページ

<https://www.pref.kyoto.jp/taiki/r40315kaiseiho.html>

京都府府民環境部環境管理課 （担当）宮澤・山下

住所：京都府上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話番号： 0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 1 3

FAX 番号： 0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 0 5

建築物の解体・リフォーム工事 事業者向け 改正法令説明会

～アスベスト（石綿）及び冷凍空調機器に係る改正法令について～

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正により、解体・リフォーム工事に係る規制や罰則が強化されています。令和4年4月からの知事等への事前調査結果の報告の義務化を迎えるにあたり、改めて法令の内容について理解いただくと共に、令和2年4月に改正されたフロン排出抑制法についても理解いただき、各改正法へ適切に御対応いただくことを目的としております。

日程 令和4年3月15日（火）13時30分～16時30分

対象 府内の建築、解体、リフォームに関係する工事業者、発注者 等

内容

▶ 13:30～13:40

開会・挨拶

▶ 13:40～14:40

大気汚染防止法等の改正による解体等工事に係る規制の強化について
（一般財団法人日本環境衛生センター 鈴木 弘幸）

▶ 14:40～15:10

石綿障害予防規則（石綿則）の改正について
（京都労働局労働基準部 健康安全課 担当官）

▶ 15:10～15:20

休憩

▶ 15:20～16:20

フロン排出抑制法の改正による解体等工事に係る規制の強化について
（一般社団法人近畿冷凍空調工業会 篠崎 信一郎）

▶ 16:20～16:30

閉会

定員 200名（先着順）

参加費 無料

参加方法 オンライン（Zoom ウェビナー）

申込方法 3月11日までに以下URL 又は二次元コードからお申し込み下さい。

※Zoom ウェビナーのURL を返信いたします。

https://zoom.us/webinar/register/WN_4Kh_k1xsThKxhL3XRUQ_DA



説明会の最後に、京都府舞鶴市（予定）で開催する一般石綿含有建材調査者講習の日程等についてご案内します。

【実施機関】（一財）日本環境衛生センター

主催 京都府、京都労働局

問合せ先 京都府府民環境部環境管理課（電話）075-414-4711

（メールアドレス）kankyoka@pref.kyoto.lg.jp